

特例退職被保険者の方へ ～「納入証明書」は来年1月下旬にお手元に～
 今年の健康保険料の納入証明書を来年1月下旬にお送りします。



納入証明書は、来年2月15日からの確定申告の際、社会保険料控除を受けるための確認資料としてご利用ください。確定申告のときに添付する必要はありません。

★**証明期間** 平成24年1月から12月まで納入していただいた分

★**証明金額** ・証明書作成時までに入金の確認ができている合計額
 ・今年65歳になられた方の介護保険料は、誕生月以降は市区町村から直接徴収されますので、この証明金額には含まれません。

*任意継続被保険者の方で、健康保険料の納入証明が必要なときは、来年1月下旬以降に健保組合までお問い合わせください。

健保が発行する「医療費通知」は医療費控除のための領収証の代わりにはなりません

医療費控除は、1年間に支払った医療費の総額が10万円(※)を超えたとき、税務署へ確定申告すると、超えた額(上限200万円)が課税対象から控除されて、その分にかかっていた所得税が戻ってくる制度です。医療費控除では、1年間に支払った額から生命保険会社や健保組合からの給付金等で補てんされた額を差し引く必要があります。給付金支給額は給与明細で確認できます。

(※) 所得総額が200万円未満の場合は、所得総額の5%の金額

*医療費控除について不明な点は、もよりの税務署にお問い合わせを

有効期限が切れたときや、つぎのような場合は「限度額適用認定証」をすみやかに健保組合に返却してください

- ・被保険者の資格がなくなった
- ・健康保険証の記号・番号が変わった
- ・被扶養者ではなくなった
- ・被保険者の所得適用区分(AまたはB)が変わった
- ・70歳の誕生日を迎えた翌月になった

詳しくはHPへ

限度額適用認定証

または
 HOME >> サービス一覧 >>
 健康保険証に関する届出・給付申請など
 について・治療、療養について



公 告

1. 理事長専決の報告と承認(第142回組合会)のお知らせ (公告485号 公告責任者/山口俊一)

(1) 適用事業所の閉鎖(全喪)

日本アイ・ビー・エム プロキュアメント・センター(株)は平成24年10月1日付で日本アイ・ビー・エム(株)と統合し、適用事業所から削除されました。

(2) 適用事業所の所在地変更

事業所: 特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベイティブ・ネットワーク

新所在地: 東京都千代田区九段北一丁目5番10号 九段クレストビル5階

旧所在地: 東京都中央区日本橋箱崎町20番1号 箱崎NSOビル2階

変更日: 平成24年10月1日

★ 編集後記 ★

今年も残すところ一カ月あまりとなりました。ご家族みなさんが健康で、希望にあふれる年を迎えたいものです。その第一歩が、年に一度の健康診断です。今年まだ定期健康診断を受診されていない社員の方や被扶養者のみなさまは、ぜひ早めにご受診ください。

ここ数年、全国の健保組合の直営保養所の閉鎖が増加しています。厳しい健保財政のほか、利用者数の低迷が一因です。今回「保養所だより」で特集した当健保の賢島保養所は北川支配人ご夫妻のプロ意識に徹したホスティング・サービスで利用者数が微増傾向にありますものの、さらなる増加が望まれます。まだ利用したことがないみなさまはぜひ一度、伊勢志摩・賢島をお訪ねください。リピーターのみなさまの引き続きのご利用もよろしく願いいたします。

●「My Health」へのご意見・お問い合わせは、健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで